

TEPCO

スタンダードプラン (九州エリア)

令和元年8月23日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

スタンダードプラン（九州エリア）

1 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

2 供給条件の変更

- (1) 当社は、この供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 スタンダードS（九州エリア）

(1) 適用範囲

契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるお客さままで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電

流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引きまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	291円60銭
契約電流15アンペア	437円40銭
契約電流20アンペア	583円20銭
契約電流30アンペア	874円80銭
契約電流40アンペア	1,166円40銭
契約電流50アンペア	1,458円00銭
契約電流60アンペア	1,749円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円11銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円49銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円81銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	309円06銭
-------------	---------

(4) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

4 スタンダードL（九州エリア）

(1) 適 用 範 囲

契約容量が6キロボルトアンペア以上であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー

ギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引きまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	291円60銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円11銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円49銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円81銭

(4) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

5 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約種別の変更を希望される場合の変更後の契約期間は、需給契約の変更が成立した日から変更後の料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則としてこの供給条件以外の供給条件に需給契約を変更することはできません。

6 そ の 他

その他の事項については、需給約款のスタンダードSまたはスタンダードLにかかわる規定を準用するものといたします。

附 則（実施期日）

この供給条件は，令和元年 8 月 23 日から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

+別表2(離島ユニバーサルサービス調整相当単価の算定等)(1)ロで算定された値

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭4厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

2 離島ユニバーサルサービス調整相当単価の算定等

(1) 離島ユニバーサルサービス調整相当単価の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整相当単価

離島ユニバーサルサービス調整相当単価は、次の算式によって算定さ

れた値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整相当単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整相当単価＝

$$\text{(離島平均燃料価格－52,500円)} \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整相当単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整相当単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整相当単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整相当単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の6月の料金に係る計量期 間等
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の7月の料金に係る計量期 間等
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の8月の料金に係る計量期 間等
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の9月の料金に係る計量期 間等
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の10月の料金に係る計量期 間等
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の11月の料金に係る計量期 間等
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の12月の料金に係る計量期 間等
毎年8月1日から10月31日 までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間 等
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間 等
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間 等
毎年11月1日から翌年の1 月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間 等
毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間 等

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3厘
------------	----